

川崎市立学校自然教室指導補助員配置要綱

令和8年3月31日

7川教指第2687号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立学校自然教室実施要綱（7川教指第2567号）第6条に定める指導補助員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「学校」とは、川崎市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (2)「指導補助員」とは、自然教室において、引率責任者の指揮下で、児童生徒の体験活動並びに引率教員による指導及び安全確保を補助する有償ボランティアをいう。

(配置)

第3条 学校は、自然教室の安全かつ円滑な運営のため、必要に応じて指導補助員を配置することができる。配置する際、引率責任者は本人と面談を行うものとする。

2 配置期間は、自然教室の実施開始日から終了日までとする。

(配置基準)

第4条 学校は、自然教室に参加する学年の普通学級数に1.5を乗じて得た数（小数点以下切り上げ）を上限として、指導補助員を配置することができる。

2 児童生徒の安全確保を理由に、基準を超える人数の配置が必要と学校長が判断する場合、教育委員会が指定する方法で事前に加配申請し、その許可を得ることで、上限を超えて指導補助員を配置することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別支援学校においては、児童生徒の障害特性、医療的ケアの有無、介助の必要性等を考慮し、学校長の判断で、必要な人数を配置することができる。

(補助活動の内容)

第5条 指導補助員は、引率責任者の指示のもと、当該各号に定めるところについて補助活動を行う。なお、学校は、自然教室実施中の指揮や指導補助員による補助活

動が円滑に進むよう、自然教室実施前に一度、指導補助員と事前に打合せを実施することとする。

- (1) 自然教室実施期間中の自然体験活動及び集団宿泊体験活動の見守り及び支援
- (2) 安全確保のための児童生徒の状況確認
- (3) 体調不良者への初期対応補助
- (4) 特別な支援を要する児童生徒への支援
- (5) 物品準備・片付け等の運営補助
- (6) その他校長又は引率責任者が必要と認める補助業務
- (7) 自然教室実施期間中の前各号に関するミーティングへの出席

(謝礼等)

第6条 市長は、指導補助員の補助活動に対する謝礼として、別表に定める額を支給する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合は、別表の額に消費税額及び地方税額を加えた額を上限とする。なお、前条に定める事前打合せに係る交通費及び通信費等の費用については、謝礼額に含めるものとする。

- 2 市長は、指導補助員が補助活動を実施するために必要な経費である宿泊費、食事代及び体験活動費について、前項の謝礼とは別に負担する。
- 3 前2項に関する庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課にて処理する。

(保険)

第7条 市長は、補助活動中の事故に対する保険の加入及びその経費の負担を行うものとする。

- 2 前項に係る庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課にて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

指導補助員謝礼基準

区分	上限額	備考
指導補助員	24,000 円	日額 8,000 円×3 日を上限とする。